

## ほんとうの福祉とは何か

オーブンしたばかりの特別養護老人ホームを訪ねた某市の老人福祉係が、「あそこ園長はお茶を出すみちも知らん」と不平をぶちまけていた。私にも経験のあることだが、数十人の重度の病人のような老人をどっと委託され、素人職員ばかりの開所早々は、誰が来ようが「お茶」どころではない。老衰している生命を預かっている園長の責任感と緊張は極点に達している。このことには彼一人の厚顔無恥さに止まらないもの、日本の福祉行政の暗い一面をのぞかせているように思えてならない。厚生省より末端は市町村まで福祉行政は福祉現場への援助奉仕よりも、現場支配に陥る傾向を絶えず持っているからである。

さて話を老人ホームにせばめて進めよう。老人ホーム入所希望者があれば福祉事務所はそれを果たす責任がある。勿論そのためには一定の条件が揃わねばならない。その上で入所を決めることを措置権という。市民にはどうしてもなじめない響きがあるが、「措置とはとり計らってしまうつをけること」（広辞苑）である。福祉事務所では最も多く使用されている言葉である。ホームに老人をさし回す措置権はただ福祉事務所にだけある。

だから先の係員がお茶にありつけなかったことを悔しがったわけである。措置権とお茶とは密着している。笑うべき話だが彼らには重大なのである。ホームに老人入所が少ないと経営は危ない。だから担当者は施設権を握っている形になる。

措置権とは本来はホームに「お願いします」という委託であり、委託費をそえて申し出るべきものだが、現実には委託してやるといふ形になりがちだ。だから施設経営者の眼も老人よりは役所側に向けようとする。それぞれが自戒しないと肝心の老人そっちのけの福祉になりかねない。

### 施設選択の自由ありや

福祉の正しい意味からすれば、措置権は住民の利用権と同等に並べられねばならない。福祉サービスを受けるのは市民の権利だからである。しかし現実にはホーム利用希望書は役所に対してひたすら措置をお願いしなければならぬ。ヨーロッパですでに定着している「福祉とはご用聞きのようなものである」という実態は、この国にはまだ根づいていない。

さて老人ホームについては普通ウワサていどにしか知られていないので、いささか説明をしなければならぬ。老人ホームには養護・軽費・特別養護・有料の4種類あり、いわゆる「老人ホーム」は養護老人ホームに当たる。これは貧しく身寄りのない者に限られ、一室に数名の雑居制であるため定員を割る低利用率である。ここより外に行く所がないので止むを得ず利用しているにすぎない。だから施設選択の自由以前の段階である。

その点軽費老人ホームは個室制だから月2万余円の食費を負担しても利用者多く施設も少ないため満員の盛況である。有料老人ホームはピンからきりまでであるが、私的契約だから説明は略する。

ここで私は提案したい。養護ホームの水準を軽費ホーム並みにして個室が確保できるようにすること。丁度養護には公立が多いから福祉を看板にしている首長達だから、実行する気になれば簡単なことである。ホームの老人に個室を用意することに国民的合意が得られないとはどうしても考えられない。狭くても個室があれば人間の尊厳は辛うじて保てる。ただそうなると老人ホームへの需要は一挙に倍加する。それを恐れての低福祉政策でもあるのだ。それならば国家存在の理由としての福祉国家にもとること甚だしい。

つぎに特養ホーム、老衰老人が利用する所だが、殆どが医療をうけて老人病院と変わらない。医療施設にする

と高くつくので、福祉施設に規定して「安上がり福祉」の見本のようなものとなった。私は現実論者だからそれが悪いとは言わない。医療機関の不足は世界的だから、老人のみがゆったりした医療をうけるわけにはいかず、その実力もない。やりようによつては特養ホームで結構いける。

ホームでの介護を手厚くし嘱託医に人を得、協力病院があれば老人に不安はない。そのためには職員定数増のための措置費を増大せねばならない。ともあれ現状はホーム内での処遇はまちまちで玉石混淆だが、施設が絶対的に不足しているから緊急の者でも順番待ちの状態。だからここにも市民が良い施設を選ぶ自由は存しない。

一町村に一施設をめざして増設が急がれねばならない。そうでないと措置権をふり回したがる俗吏を喜ばせ、競争なき安全経営の施設を温存さすだけである。福祉施設にもっと質的競争をさせて、市民に施設の優劣を判断選択する権利を与えるべきである。こうして良質が増えていく。

老人ホームでは3度死ぬといわれる。

まず最初は死ぬ思いで門を潜る。つぎに「死んだつもりで」ホーム生活を耐える。最後に家郷を想いつつ生理的死を迎えるという意味である。つまり禁止事項が多く過剰管理で集団生活を安全運転する傾向が強い。晩年

に個室さえ無く、あるものは過剰管理だとすれば、ホーム生活は世人の眼には異常として映る。だから「慰問」などということも生じる。私は施設へ慰問がなくなることをこい願う。慰問が形式的にせよ訪問や見舞いに変わっていかないかぎり、施設は正当の扱いをされてはいないからである。有料・軽費両ホームでは火の用心以外は管理はとてゆるやかだ。だのに無料の代償として管理過剰があるとすればおかしい。どこにいても老人は同じ老人なのだ。

先日養護から老衰の老人がわが特養に移ってきた。「ここでは金を使わないですむから助かる」と喜ぶ。前のホームでは買物にも行けなくなり他人に頼むし炊事や自治会の当番もできないので、ソツとお金で礼をしなければならなかったと説明する。助け合いとか自治とかいっても弱い者は金でカンベンしてもらおう仕組みがあったのだ。老人間の陰湿な相互抑制を自治の名で黙認放置しているなら過剰管理の中の無管理状態といわねばならない。

## 生きん哉

特養の門を潜る老人は過保護にされて寝たきりが多い。でも十日もすると、歩けたり、ひとりで食事できたり、おむつがとれたり、それぞれが著しく変貌するのに

家族が驚嘆する。病院や家庭で作られた寝たきりであつたにすぎない。

たしかにわがホームの介護は肉親の及ばぬ濃厚さを極める。赤ん坊と同じくおむつは3枚、手を入れて濡れた時点で取り替え、多い人は日に17回。半狂乱の婦人には夜間40回も呼びよせられる。こうした介護も老人が立ち直る一つの条件ではあるが、ホームに入ったという契機がまず老人自らの復活の基礎になる。同じく病む者が励む実態は何よりも強い刺激であり生きた教師である。施設がもつ集団性の教育原理が自ら発動する。それをもし職員の仕事の功績と思えば、愚かなことである。

一番重い障害の婦人が軽い草履が欲しいと言う。歩く練習をしたい、早く家に帰らねば、仕事が待っていると説明する。まさに「風立ちぬ 吾生きめやも」ある日の若い療養者と同じく、ホームでも臥す老人の心は見えないままにそそぎたっている。

## 家に優る施設なし

ホームがいかにプロの介護に満ちていようと老人の願いは家への復帰である。私は盆正月の2回だけでもと家庭復帰を実行してきた。親を受け入れられる状況なのに家族の冷酷な壁に拒まれた者は今年3人だった。帰省からホームへ戻ってくるともう次の帰省日の話をし

あつてゐる。しかし何と老人たちの明るいことか。なぜ  
そうなのだろうか。

それは家とホームの間を自由に行き来できることを  
知ったからであり、また家よりも行き届いたホーム生活  
がここにあるからである。家にも優るホームの一面を老  
人自身がよく知っている。一部には老人を外に出すと悪  
口を言い回ると恐れるが、はじめに処遇しておれば悪口  
を打ち消して歩くのも老人である。私は思う。わが老人  
こそホームの雄弁なPR者であり、ホームへの偏見を正  
す開拓者だと。

「母の日」を祝ってホームで家族をまじえて行事をも  
つた時のこと、進行中突然老人側からの飛入りで驚かさ  
れた。理事長の私と園長と寮母長の3人への高価な花束  
贈呈である。熱いものがこみ上げる。老人たちよ、私は  
あなた方にどれだけのことをしたというのだろう。わが  
ホームがあなた方に提供する便益は、考えてみるとほん  
に些細なことだけではないか。

火山よりも重いかもしれない荷を、あなた方は晩年に  
至つてもかついでおられる。私はあなたの荷を少し軽く  
しようとしてこの仕事を始めた。だのに病みをどれだけ  
和らげたというのか。感謝の花束という。私は全く冥利  
に尽きるのである。

生きることは願うことである。病の如く思郷の念に燃  
えつつあなたは最後の力をふりしぼって生き直そうと

心中必至である。帰るあてもない孤独のあなたはここを  
終生の住み家と決めたという。また夫婦して病むあなた  
方は屋敷一切を処分した。私はそのあなたに正確に応え  
ねばならない。そのことをわが息子たちにも強く言いき  
かそうと思う。

わが老後をわが自由なデザインのままにと思いたつ  
て始めたこの仕事に、私は深く恥じねばならない。でも  
この深き恥ずかしさを逃れる途は、もはや恥ずかしくな  
い仕事を通してしか見出せない。

老人に生きがいをと言う。不遜なことを言つてはいけ  
ない。あなたは私に生きる道を正しく指し示す。老人を  
世話するという。逆に老人によつて生かされている自分  
を発見する。誰が生かし、誰が生かされているか。相即  
相入、お互いが生かされあう共感感応の世界がこの小さ  
な現場に小さきままに光っているようだ。

(1977年 出典は不明 エッセンス討論から)